

固定資産の取得・処分に関する報告について（通知）

平成 28 年 5 月 11 日 28 生私行第 423 号
学校法人理事長あて 東京都生活文化局私学部長通知

このことについては、昭和 60 年 2 月 4 日付け 59 総学二第 627 号により処理してきたところですが、平成 25 年文部科学省令第 15 号により、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の一部が改正されたことに伴い、改正後の学校法人会計基準を適用する会計年度に係る報告について、下記のとおり定めますので、事務処理方よろしくお取り計らい願います。

記

1 様式

別紙のとおり

2 報告期限

当該年度の翌年度の 6 月 30 日